


所管部課		都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美	
件名		令和3年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱外4件について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）…(1)、(2) 東大和市補助金等交付規則…(3)、(4)、(5)			
	部 課 機 関				
1 要 旨					
<p>都市建設部所管の下記の単年度要綱を制定するものである。いずれの要綱も令和2年度に単年度要綱として制定されていたものである。</p> <p>なお、令和2年度東大和市雨水貯留槽設置補助金交付要綱（下水道課）については、令和3年度の制定を行わない。</p> <p>(1) 改正点 年度を改める。</p> <p>① 令和3年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱（都市計画課） ② 令和3年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱（都市計画課） ③ 令和3年度東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱（土木課） ④ 令和3年度東大和地区交通安全協会補助金交付要綱（土木課） ⑤ 令和3年度東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱（下水道課）</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 上記要綱を制定することにより、適切な事務処理を行うことができる。</p>					
2 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3 留意事項（問題点等）					
4 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、各主管課において速やかに事務手続きを進めたい。</p>					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。